

チェンライ日本人会 会報



先月、チェンマイ領事館において、タイ北部9県に住んでいる日本人を対象に、コミュニティーの輪を広げ、活性化することを目的としてアンケートの実施がありました。

アンケートの質問の中には、各会への期待や企画して欲しいこと、取り組んで欲しいことなどの項目が有りました。

アンケートのまとめは、今月中に発表されると思われませんが、チェンライ日本人会としましても、それらの結果を参考に、今後の活動に活かしてまいります。

現在、会では年一回の総会、各地区ごとの雑談会、よろず相談会、各種愛好会活動、懇親会、餅つき大会等々いろいろ実施していますが、参加者数が少なくいまいち盛り上がりには足りません。

原因としては、実施会場や実施日、実施内容などに問題が有るのではないかと考えられます。

そこで、これからは「みんなで考えみんなで参加」をスローガンに、会員全員の話し合いの場を増やし、広く多くの方々のご意見を取り上げて行きたいと思っております。

もちろん、電話やメールでのご意見も受けませんが、対面での話し合いがいちばん効果的で実効性が有り、活性化に繋がると思っておりますので、話し合いの回数を増やし、お一人一人の意見を尊重し企画、実行することと致します。

早速ですが、今月 臨時総会を開催し下記の議題について議論致します。

主な議題として① 会の活動と活性化について②会則の変更について③次期役員について④会報について⑤住所録などの個人情報の扱いについてです。

お一人でも多くの方の参加をお願い申し上げます。

チェンライ日本人会 会長 小杉 誠輝

2022 July

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

13日 三宝節 禁酒日 14日 入安居 禁酒日 15日 特別休日 (今年限)
28日 ワチラロンコン国王誕生日 29日 特別休日 (今年限)

※ 下記の通り臨時総会を開催いたします。

日時 7月17日(日) 10時から

場所 日本レストラン ガウマシム 2階

新入会員です



ごとう ひろし
後藤 宏 さん 76歳 愛知県出身

8年ほど前から仲間と誘い合って年に3~4回のペースでタイに来るようになりましたが、コロナという隔離生活を経験して移住を決意しました。チェンライの地を選んだ大きなポイントは、そこにバンドがあったからです。バンドの皆様、いっしょに遊んでください！！

よろしくお願いたします。 趣味は音楽です。バンド仲間募集中です！

7月1日より タイランドパスが廃止されます。また、マスク着用が緩和されます。

タイから日本へ一時帰国する場合

タイ出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査陰性証明書が必要です(航空券を購入後)シーブリン病院他市内の病院でできます。

記載すべき内容は以下となります Conditions to be included in the inspection certificate

- ① 氏名 (Name)
- ② 生年月日 (Date of birth)
- ③ 検査法・採取検体 (Testing method for COVID-19)
- ④ 検体採取 (Sample)
- ⑤ 検体採取日時 (Specimen collection date and time)
- ⑥ 検査結果 (Test result)
- ⑦ 医療機関名 (Name of medical institution)
- ⑧ 交付年月日 (Date of issue)

日本からタイへ戻る場合

1. ワクチン接種完了者のみ（タイ政府が認定したワクチンを規定回数接種した証明書を有する方）

- ワクチン接種証明書の提示（ただし、渡航日の14日前までに接種し、タイ保健省が認可しているワクチンを規定回数接種していること）。又は到着前72時間以内のPCR検査又は専門家によるATK検査の陰性結果の表示が必要となります。
- 医療保険への加入義務は不要となります。※ カードでチケット購入すると付帯されます。

第26回参議院議員通常選挙の実施に伴う在外選挙のお知らせ

第26回参議院議員通常選挙の実施に伴う在外選挙について

○公示日：6月22日（水）○国内投票日：7月10日（日）○在外公館投票：6月23日（木）から7月3日（日）まで

○在外公館投票時間：投票時間は午前9時30分から午後5時00分まで
○投票に必要なもの：在外選挙人証、旅券等の身分証明書

なお、詳しくは在チェンマイ日本国総領事館ホームページ（URLを記載）をご覧ください。領事館（電話番号を記載）までお問合せください。

URL：<https://www.chiangmai.th.emb-japan.go.jp/files/100357947.pdf>

（問い合わせ先）○在チェンマイ日本国総領事館 電話：+66-52-012500 Fax: +66-52-012515

『参議院選挙における郵便による投票の手続方法』について

- ①自分が登録している選挙管理委員会に投票用紙と投票用封筒を申請する。
 - ・『投票用紙等請求書』と『在外選挙人証』を登録している選挙管理委員会事務局へ郵送してください。（送料は自己負担となります。）
 - ・請求書の書式は、総務省のホームページからダウンロードできます。
- ②選挙管理委員会から、投票用紙等が送付されます。（在外選挙人証も同封されてます。）
- ③記載済みの投票用紙を封筒に入れて、選挙管理委員会へ郵送します。（送料は自己負担となります。）

なお、投票用紙が自分に届いてからの具体的な手順が記載された用紙は、投票用紙が送られた際に同封されています。

ご不明な点は、電話又はメールでお問い合わせください。

※ 送付された投票用紙は、選挙期日の投票所が閉鎖される前までに到着したものだけが、正規な投票として取り扱われます。郵便事情を考慮して早めに投函してください。

お宅訪問

今回は、メーサイ地区のピアポーンにお住まいの大沼 重保さんのご自宅を訪問しました。

今年の5月24日が80歳の誕生日で、その日は、知人やご近所の人達が大勢集まって「傘寿」のお祝いをされていました。

大沼さんは宮城県の出身で、11年前の「東北地方太平洋沖地震」の時には現地で働いていました。

地震の時は、仕事で電車に乗って居て、ちょうど列車が駅のホームに半分差し掛かった時に停車して、大きな事故を免れたそうです。

しかしながら、地震発生後2～3日避難生活を余儀なくされ、その時に低体温症になり体調を崩し仕事を辞めざるを得なくなりました。

そして、地震発生の3年後に、会社を畳んで暖かいタイに移住することを決めたそうです。

タイに来てから現在の奥さんと知り合い結婚されて、第二の人生をスタートし幸せに過ごされています。

大沼さんの夢は、現在コロナ禍で約3年間会っていない、タチレクに住んでいる孫たちと会うのが一番の楽しみだそうです。



ゴルフ愛好会  より 次回は7月19日(火) ハッピーシテ-GC 集合8時30分



タイ生活豆知識—3

今回は、タイで伝えられてきている諺を紹介させていただきます。タイでも、日本と同様に多くのことわざが先祖代々伝えられてきています。

国は違えど、大切な人の教えは、口伝えでずっと伝わっていきます。

タイのことわざでは**大便**が大切な要素となっていてことわざではキーワードなんです。

- ①象を飼い、象の糞で食べる 意味→ ちょっとした得をする
 - ②大きな大便をして子供に見せる 意味→ 目下の者にふさわしくない行為を見せる
 - ③屁をつかむより、大便をつかんだほうが良い 意味→ どんなものでもないよりはまし
 - ④大便も犬に食べさせない 意味→ どけち
 - ⑤家でご飯を食べ、屋根で大便をする 意味→ 恩知らず
 - ⑥雨が降って豚の糞が流れる 意味→ 下らない話、たわいもない話
 - ⑦水牛の糞がたくさん、象の糞がいろいろ 意味→ たくさんあるだけで使いものにならない
 - ⑧ゴミがなければ犬は糞をしない 意味→ 原因がなければ結果もない
 - ⑨腸より糞のほうが良いと見る 意味→ 身内よりも他人のほうが良い目で見ると見る
 - ⑩象が糞をするのを見て、象にならって糞をする 意味→ 身の程をわきまえず、裕福な人の真似をする
- なお、今回は、下記サイトにてタイのことわざを調べました。非常に多くのタイのことわざが記載されています。

<http://www.saitothai.com/file/kotowaza.html>

日本でもこのような諺があります

糞の役にも立たぬ 何の役に立たないことを、ののしりの気持ちをこめていう語。

糞も味噌も一緒 価値のあるものとないものとの区別がないこと。

自慢の糞は犬も食わぬ 誰にも相手にされないこと。自慢をする者はまわりの人に嫌われ、糞をかき回る犬でさえ、そういう人間の糞は避けるという意から。

猫が糞を踏む 悪いことをして、隠したまま知らん顔をしていること。猫が糞をしたあとに足で砂をかけて隠すようすから。単に「猫糞」ともいう。

7月誕生日の会員です

9日 岡田 文洋さん

23日 今川 真二さん

27日 古守 康男さん

30日 荒井 史雄さん



ビザを更新しました

年一度の大仕事、ビザの更新へ行きました。

去年（2021年7月1日）に、リタイアメントビザから結婚ビザに変更して、今年（2020年7月30日）に期限が来るので、更新手続きをしました。

更新は今回が初めてなので不安でしたが、いろいろ調べて、下記の書類を完璧に用意して10時にイミグレへ行って受付をしました。

コピーした書類には全てサインをして提出したのですが、しばらく待っていると、呼び出されて、英語でサインした脇に、漢字でもサインするように言われました。

サインするときはどちらかに統一した方が良いです。そうしないと両方書かされます。数十枚サインするのも大変です。

受付してから待つこと約2時間、やっと呼びだされ、パスポートを受け取り、中を見ると、結局パスポートに押されたスタンプの日付は、2022年7月27日までの滞在許可でした。

次回7月27日に再度行ったら、多分1年分の滞在許可がでる予定です。

手続きが済んで家に帰ったら、イミグレから電話が有り、再び出向くとパスポートのページで二箇所コピー漏れを指摘されて追加しました。

参考までに、今日はコピー代200バーツ、ビザ申請料1900バーツ掛かりました。

更新手続きに必要な書類

- ①ビザ更新申請書 (TM-7) ※イミグレの受付に有り
- ②パスポートのコピー (全てのページ) ※有効期限が1年以上有り
- ③タビアンバーンのコピー (タイ人配偶者)
- ④IDカードのコピー (タイ人配偶者)
- ⑤収入証明書コピー (納税証明又は預金又は年金証明書) ※預金の場合は通帳と銀行の預金残高証明書
- ⑥家族状態登録書コピー (タイ人配偶者)
- ⑦独身証明書コピー (前回のもの) ※ 前回は日本から戸籍謄本を取寄せて領事館で作成する
- ⑧証明写真 (最近のもの) ※カラー、4×6cm 2枚
- ⑨自宅の経路地図 (手書きのもの)
- ⑩スナップ写真 (自宅番地入り、家全体、部屋内での夫婦の写真—最近のもの)

※ 赤字は本物も持参

※ コピーは全て2枚

※ 年金額証明書は英文で3ヶ月以内のもの、領事館で発行

※ 配偶者以外の家族がある場合は別途必要書類あり